

## 会社概要

商号	鹿島建設株式会社 (KAJIMA CORPORATION)
創業	1840年
資本金	814億円余
従業員数	8,275名 (グループ全体21,744名)
本社	〒107-8388 東京都港区元赤坂一丁目3番1号
国内主要拠点	北海道支店、東北支店、関東支店、東京土木支店、東京建築支店、横浜支店、北陸支店、中部支店、関西支店、四国支店、中国支店、九州支店、技術研究所
主要グループ会社	大興物産株式会社 鹿島道路株式会社 鹿島リース株式会社 ケミカルグラウト株式会社 鹿島建物総合管理株式会社 カジマ ユー エス エー インコーポレーテッド カジマアジアパシフィックホールディングスピーティーイーリミテッド カジマ ヨーロッパ リミテッド カジマ オーストラリア ピー ティー ワイ リミテッド 中鹿營造股份有限公司

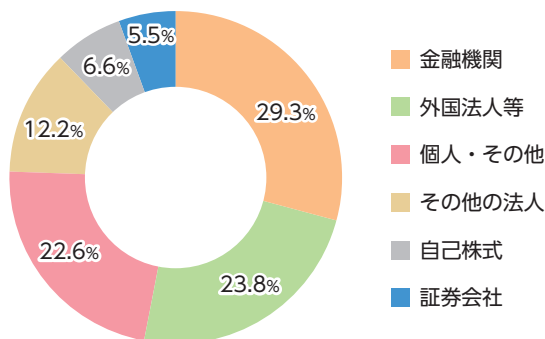
## 取締役及び監査役

代表取締役会長	押 味 至 一
代表取締役社長 社長執行役員	天 野 裕 正
代表取締役 副社長執行役員	茅 野 正 恭
代表取締役 副社長執行役員	越 島 啓 介
取締役 副社長執行役員	石 川 洋
取締役 専務執行役員	勝 見 剛
取締役 専務執行役員	内 田 顕
取締役	平 泉 信 之
取締役 (社外)	古 川 洽 次
取締役 (社外)	坂 根 正 弘
取締役 (社外)	齋 藤 聖 美
取締役 (社外)	鈴 木 庸 一
取締役 (社外)	斎 藤 保
常勤監査役 (社外)	中 川 雅 博
常勤監査役	熊 野 隆
常勤監査役	鈴 木 一 史
監査役 (社外)	寺 脇 一 峰
監査役 (社外)	藤 川 裕 紀 子

## 株式の状況

発行可能株式総数	1,250,000,000株
発行済株式の総数	528,656,011株
株主数	60,761名

## 所有者別株式分布状況



## 大株主


株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	82,699	16.75
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	33,314	6.75
鹿島公子	15,849	3.21
JPモルガン証券(株)	10,693	2.17
鹿島社員持株会	9,539	1.93
(株)三井住友銀行	8,631	1.75
公益財団法人鹿島学術振興財団	7,235	1.47
ステートストリートバンクウェストクライアントトリーティー 505234	7,135	1.45
大正製薬ホールディングス(株)	6,288	1.27
渥美伊都子	5,817	1.18

(注) 1. 当社は自己株式35,060千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

# 株主メモ

## 株式についてのご案内

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
期末配当金受領株主確定日	毎年3月31日
中間配当金受領株主確定日	毎年9月30日
単元株式数	100株
公告の方法	電子公告 公告掲載URL ( <a href="https://www.kajima.co.jp/">https://www.kajima.co.jp/</a> )
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	 0120-782-031
上場金融商品取引所	東京証券取引所 プライム市場 名古屋証券取引所 プレミア市場

## 配当金のお支払いについて

配当金のお支払い期限は、当社定款の規定により支払開始日から満3年（除斥期間）となっております。

支払開始日から3年を経過した配当金につきましては、ご請求いただいてもお支払いすることができませんので、お早めにお受け取りください。

なお、下記の配当金につきましては、お支払い期限が迫っておりますので、ご確認をお願いいたします。

(お支払い期限)

- 第123期期末配当金：2023年6月26日
- 第124期中間配当金：2023年12月2日

## 特別口座で株式を保有されている株主様へ

2009年の株券電子化移行時に株式会社証券保管振替機構へ預託されていなかった株式につきましては、当社が開設した「特別口座」で管理されております。特別口座の株式は証券市場で自由に売買することができないため、対象の株主様には以下のお手続きをご案内いたします。

### ■口座振替

特別口座に株式をお持ちの株主様が単元株式（100株単位）のお取り引きをされる場合は、特別口座と同一名義で開設された証券会社の口座へ株式を振り替えていただく必要がありますので、特別口座の口座管理機関（三井住友信託銀行株式会社）へお問い合わせください。

証券会社に口座をお持ちでない株主様は、事前に口座をご開設ください。口座の開設手続き等につきましては、お取り引き予定の証券会社にお問い合わせください。

### ■単元未満株式の買取請求

100株に満たない株式（単元未満株式）につきましては、株主様は当社に対して買取請求（売却）する制度をご利用いただけます。買取請求される場合は上記の口座振替の必要がなく、証券会社に口座をお持ちでない株主様でも売却が可能です。

なお、お持ちの株式のうち単元株式につきましては、当社への買取請求はできず、お取り引きをされる場合は上記の口座振替が必要となります。

※買取価格は買取請求に必要な書類が三井住友信託銀行株式会社証券代行部に到着した日の東京証券取引所における最終売買価格となります。

※買取手数料として、単元株式数当たりの売買委託手数料相当額を買い取った単元未満株式数で按分した額及びこれにかかる消費税額等の合計額をご負担いただきます。

